

開 議

○佐々木謙二議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋孝夫議会運営委員長。

(高橋孝夫議会運営委員長登壇)

○高橋孝夫議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、12月3日の本会議において各常任委員会に付託をされました議案などの審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、議案3件、予算案1件、諮問1件、議会案8件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

全議案の審議終了後、議長からごあいさつを

受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○佐々木謙二議長 お諮りいたします。本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第87号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について外18件

○佐々木謙二議長 日程第1、議案第87号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第19、議案第99号 平成20年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの19件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔総務・文教常任委員長登壇)

○渋谷佐輔総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成20年第5回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案4件に

ついて、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第87号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について申し上げます。

本案は、月山水道企業団の解散に伴う山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第290条の規定により提案されたものです。

審査に際し、総務課長から、組合の構成団体は、現在、山形、米沢、酒田及び天童の4市並びに4市関係の一部事務組合を除く9市22町村、14の一部事務組合であるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、組合の運営状況についての質疑がなされ、総務課長からは、退職者の数が非常にふえ、新規の職員は少なくなっている状況で、新たな負担がないと運営していけないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、株式会社デーシーエスを指定管理者に指定し、市立図書館の管理を行わせるため提案されたものであります。

審査に際し、図書館長から、指定管理者制度導入に係る経過及び山形県と米沢市の指定管理者公募の応募状況について説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、指定管理者に応募したのは1者ということで、募集条件の変更を含めて再検討し、できるだけ競争して指定管理者を決定しようという検討はしなかったのかとの質疑がなされ、図書館長からは、県内の状況

を見ても県内に本店を置くという条件は多くあり、地元業者の育成を考えて条件の変更、延長はしなかったとの答弁を受けたところでありませす。

また、委員からは、選定の基準についての質疑がなされ、図書館長からは、市の選定基準に基づいて図書館に合った選定基準に若干変更し、過半数の選定委員が60点以上の採点であれば合格としたとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、指定管理者制度導入は集中改革プランに基づくものであり、市の選定基準では経費に関する事項を30点にしているのに図書館はなぜ20点にしたのかとの質疑がなされ、図書館長からは、市民に多く利用していただくことが一番大切なことであり、そこに多く加点したとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、働く人の労働条件について、募集に当たりどういう求め方をしたのか、計画書にはどう反映されているのか、また、履行されているかどうかの点検方法はどのように考えているのかとの質疑がなされ、図書館長からは、これまでよりも賃金、福利厚生などでできる限り働く人の条件がよくなるように説明会でもお願いした。考えていた方向での計画書であり、点検については話し合いで詰めていかなければならないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、計画書にある公園を活用した屋外のオープン図書館を実施する際には教育委員会としてどういう介在の仕方をするのかとの質疑がなされ、図書館長からは、公園を管理している商工観光課、設置している建設課との協議が必要であり、教育委員会としては仲立ちをしていきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、警備やリフト安全点検等の委託料はデーシーエスで業者と直接契約をすることができるのか、その部分を安くして人件

+

費をプラスすることができるのかとの質疑がなされ、図書館長からは、委託料は削減可能で、提出された計画書でもすべての外部委託を見直し、コストダウンを図りたいとしている。ただ、公の施設であり、安全性などに十分留意するようお願いしていききたいとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、指定管理料の今後の見通しについて質疑がなされ、教育長からは、3年後の再公募の際は、そのときの経済状況等を考えながら設定することとなるが、今の設定額は毎年かかる必要経費と職員の人件費分ということできりぎりぎりの状態であり、個人的には今の額より下がるということのない方向で検討したいと考えているとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、結局、図書館を指定管理者にする市のメリットは何だったのかとの質疑がなされ、図書館長からは、一部業務委託の解消が大きい、また一つの組織となることで機動性が増し、職員の労働条件向上と移動図書館車「いなほ号」の通年運行など、市民サービス向上になることがメリットであると考えているとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、指定管理者は、行財政改革、集中改革プランに載っているから導入するのであり、受けた団体の裁量でできることをふやし、努力して収入を得られるよう行政としてもできるだけバックアップをし、管理料の削減を図っていく必要があるのではないかとの質疑がなされ、教育長からは、あくまで公立図書館としての範囲内で収入源があるのか、関係団体、受託団体とも話し合いをしながらやっていききたいとの答弁を受けたところでもあります。

討論に入り、委員からは、市立図書館は指定管理者制度になじまないと思う。また、応募が1者であり、競争によるよいところの判断ができず、応募を複数にする努力も欠けていた。デ

ーシーエスがよいとか悪いという問題ではなく、市立図書館を指定管理者制度にして運営していくこと自体に問題があり、本案には反対であるとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、行財政改革、自立計画の一環であり、長井市の目指す方向として正しい選択であり、デーシーエスの事業計画書は、より親しまれる市民のための図書館になるという希望が持てる。また、会社独自の努力によって経費の削減が可能であり、工夫できることが網羅されており、非常に理にかなった指定管理者の指定であることから、本案には賛成であるとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、市立図書館への指定管理者制度導入は、既に可決され、本案は指定管理者にデーシーエスを指定するという提案であり、計画書の内容については、その会社の持っている力を十分発揮し、図書館を活性化する内容であると感じる。しかし、問題は、一たん指定管理者を導入し管理を行わせる以上、もとに戻るということはありません、継続して実施できるように行政としてその手だてを十分にとって、受け手の裁量でできるように配慮し、後押ししていくという体制で進めていかなければならない。そのことを期待して、本案には賛成であるとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行により所要の改正を行うとともに、裁判員の参加する刑事事件に関する法律の施行により職員が裁判に参加する際の休暇を設けるため提案されたものです。

審査に際し、総務課長から、裁判員に係る休暇関係、日当及び旅費、定時補助職員の取り扱

い、業務停滞の防止関係の4項目から成る通知を準備しているとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 長井市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案されたものです。

審査に際し、総務課長から、公益法人制度改革の一環をなすもので、公益法人制度改革三法が平成20年12月1日に施行となることに伴い規定を整備するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、長井市での公益法人への派遣状況はどうなっているのか、また、公益が公益的となることで今後どうなるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、現在、財団法人地場産業振興センターに2名、社会福祉法人長井市社会福祉協議会に3名派遣している。社会福祉協議会は法改正の影響はないが、地場産センターについては、5年の移行期間内に一般財団法人か公益法人の選択をし、届け出る必要があり、その準備をしているとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第87号 山形県市

町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第4、議案第90号 長井市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、議案第87号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての1件について、総務・文教委員長報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第88号 指定管理者の指定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、議案第88号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第89号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第90号 長井市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改

正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成20年第5回市議定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件、請願3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月12日に開催し、委員全員出席のもと当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第92号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険運営協議会の答申に基づき所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、平成21年1月から創設となる産科医療補償制度により分娩費用が増額となることから、出産育児一時金の額を3万円増額し38万円とするとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、分娩機関がこの補償制度へ加入するかどうかは任意だと思うが、

置賜地区の状況はどうなっているかとの質疑がなされ、市民課長からは、山形県内30の分娩機関はすべてこの補償制度に加入する。全国では3,275の分娩機関のうち3,117機関、95.2%が加入するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、保険会社は民間の保険会社が分担して運営するのか、それとも新たな組織をつくって運営するのかとの質疑がなされ、市民課長からは、財団法人日本医療機能評価機構が全国の分娩機関を取りまとめ、その機構が民間の保険会社と契約すると聞いているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この補償制度が適用されるのは出産に伴う重度の脳性麻痺だけかとの質疑がなされ、健康課長からは、今のところはそのような通知を受けているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、脳性麻痺が補償の対象となる分娩時の事故によるものか、対象外の先天性のものかの判断はその機構が行うのか、保険会社が行うのかとの質疑がなされ、健康課長からは、具体的な運用方法の通知はないが、機構が判断すると思われる。ただ、実際の判定に当たっては、地元の医師関係者がかかわるのではないかと思っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第13号 基礎年金財源における政府負担の確実な実現を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、元木康仁氏から提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

平成16年の年金改正では、基礎年金における国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げることを約束し、平成21年度までに完了するとした。その財源と称して定率減税は既に廃止